

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉田 (吉田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と玉ねぎを中心とした露地野菜による農業経営を営む農家が多い。中には畜産農家や果樹の栽培も少数行われている。ほとんどがほ場整備された農地であるが、山間地のため法面が多く草刈りに労力を取られ、イノシシによる作物の被害対策、担い手の高齢化により将来の放棄田の発生が危惧される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も現状の農業経営を継続していく。
圃場での電柵による獣害対策をしっかりと行い、草刈りは機械化することで農地の維持を図っていく。ため池の提や河川の草刈りについては地域全体で取り込んでいく。担い手については、手放された農地は可能な限り周辺の就農者で引き続き管理していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

五色町鮎原吉田地区を中心に、一部鮎原西地区、及び一部都志大宮地区

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化しており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承しても良いという若い担い手や新規就農者が現れた時はその者に農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間機構を使って、農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落内の農地については基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区では、後継者が勤めている農家が多く、今後、地域の農地については、地域で守っていくことを基本として、円滑な経営継承が出来るよう地域ぐるみで取り込んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電柵によるイノシシの農地進入防止や、農地の草刈りを徹底する。
 ②⑨耕畜連携の取り組みを進めることにより、化学肥料を減らす。
 ③担い手が減少する中、効率化を図るためにも将来的にスマート農業が必要になることから、まずは実証から検討する。
 ⑤一部果樹栽培をしていることから、引き続き果樹栽培の取り組みについて推進する。
 ⑦中山間地域等直接支払制度等を活用し、地域ぐるみで農地の保全管理に取り組む。